

動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1567 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一般試験法の部</p> <p style="text-align: center;">マイコプラズマ否定試験法</p> <p>（略） 1 培地 1.1 （略） 1.2 マイコプラズマ用寒天培地 1.2.1 （略） 1.2.2 性能 1.1.2 を準用し、各マイコプラズマ菌株 100CFU 未満を接種し、35～37℃で5 vol %炭酸ガス下で10日間培養するとき、固有の集落を形成しなければならない。 以下（略）</p>	<p>一般試験法の部</p> <p style="text-align: center;">マイコプラズマ否定試験法</p> <p>（略） 1 培地 1.1 （略） 1.2 マイコプラズマ用寒天培地 1.2.1 （略） 1.2.2 性能 1.1.2 を準用し、各マイコプラズマ菌株 100CFU 未満を接種し、35～37℃で5 vol %炭酸ガス下で10日間培養するとき、固有の集落を形成しなければならない。 以下（略）</p>